



学問の自由及び大学の自治と佐々木惣一博士

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 盛, 秀雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002182

学問の自由及び大学の自治と佐々木惣一博士

盛 秀 雄

緒 言

日本国憲法第二十三条は、「学問の自由は、これを保障する。」と規定し、同第九十七条は、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と規定する。筆者は学問の自由といえは直ちに佐々木惣一博士のことを思うのである。それ程に、佐々木博士の学問の自由に対する功績は偉大なものである。博士が長い年月にわたり、幾度か、学問の自由確保のために一身を賭して努力せられたことを思うと、右の憲法第九十七条の文言は真に実感をもって見られるのである。博士が、学問の自由と大学の自治のために献身的努力を傾けられた事件に、澤柳事件、森戸事件、河上事件及び瀧川事件等がある。その中、森戸事件は東京大学の吉野作造教授等と共に博士の個人の行動として為されたものであるが、他の三つの事件は、何れも博士の所属せられた京都大学法学部の教授一同の行動として為されたものである。その中、澤柳事件の場合は、博士は未だ少壮の教授であったから、運動の全体としては指導的立場にはなかつたで

あろうが、可成り有力に活動せられたようである。河上事件及び瀧川事件においては、博士は法学部の重鎮として、当時の法学部長と共に、指導的立場において活動せられたのである。以下述べる諸事件の中、右の三つの事件については、前記の如く、博士個人の行動ではなく、法学部教授一同の行動であるけれども、それによって、学問の自由及び大学の自治のための博士の活動を偲びたいと思うのである。

瀧川事件―事件の性質から、京大事件と称せられているのであるけれども、本稿においては、京都大学における他の事件と区別するために便宜上、瀧川事件と称することとする。――は、昭和八年（一九三三年）に起ったものであり、当時筆者は、当該法学部の学生として、事件を関知しており、又、この事件を契機として、筆者は、さきに行った澤柳事件や森戸事件等についても、文献によって知る所があった。ここに當時を回想しながら、これらの事件の概要を記することとする。もとより、これらの事件については、既にこれまでに多くの人々により、紹介せられ尽くしているのであるけれども、私は私なりにこれを記することにより、佐々木博士に関する私の追憶をまとめる一助としたいのである。本稿記する所に、或は事実の叙述において誤まっている所があるかも知れない。この点は大方識者の叱正を得て改めたいと思うのである。

本稿に述べる所は、筆者が、かつて、関西法政学会の発行にかかる雑誌「法政論叢」の第三、四、五、六、七合併号に、「大学自治の由来とその主論点」と題して、述べる所と重複する所が多い。本稿は、佐々木博士の功績を偲ぶ意味から、前著に対し、博士に関するものを追加し、そうでないものは、これを削除する外、事実の説明において補正を加えた箇所もあることを予めおことわりする次第である。

第一 澤柳事件

澤柳事件は、大正二年から三年（一九一三年から一四年）にかけて起こった事件である。この事件については、京都法学会雑誌第九卷一号に、「大学教授ノ罷免ニ関スル交渉顛末」と題し、又同第九卷二号に、「大学教授ノ任免ニ関スル事件ノ経過及解決」と題して公表せられている。今之等の資料に基づいてその概要を紹介することとする。京都大学総長として赴任した澤柳政太郎博士が京都大学の七名の教授を、その教授等の所属する教授会にはかゝることなく、罷免しようとしたとき、当時の法科大学（現在の法学部と経済学部を合せたものであった。）は、自らの学部には、罷免されようとした教授はなかったのであるが、総長のこの態度を非とし、教授を罷免する場合には、当該学部教授会の同意を得なければならぬとして、教授及助教授全員の連署を以て、次の如き、意見書を澤柳総長に提出したのである。「以下（ ）は筆者が便宜上附するものである。」

意見書

「教授ノ任免ハ大学ノ消長ノ関スル所ニシテ之ヲ決スルコト慎重ナラサルヘカラス世局ノ進運ニ随ヒ新陳代謝スルハ固ヨリ事理ノ当然ニ属スト雖モ豫メ適宜ノ方法ヲ設ケス当局者擅ニ之ヲ断行スルトキハ其関係ノ及フ所小ナリトセス偶七教授罷免ノ件アルニ遭ヒ某等カ大学ノ将来ニ就テ考量スル所頗ル切ナリ窃ニ思フニ教授ノ任免ハ宜シク当該分科大学（現在の学部）教授会ノ同意ヲ得サルヘカラス今左ニ其理由ヲ開列セン

一 学問ノ進歩ハ学者カ各専心一意其学問ノ研究ニ従事スルニ在リ然ルニ若シ総長随意ニ教授ヲ任免セハ教授ノ地位安固ナルコトヲ得ス之カ為メニカヲ学問ニ致スノ愚ナルヲ思ヒ学者タラントスル者漸ク少ク啻ニ将来俊才ヲ聘スルコト能ハサルノミナラス現ニ教授ノ職ニ在ル者モ有為ノ人ハ其地位ニ慊ラス去テ職ヲ他ニ求ムル

ニ至ラン

二 学問ノ進歩ハ学問ノ独立ト相待タサルヘカラス故ニ大学ヲシテ真ニ学問ノ淵叢タラシメント欲セハ教授ヲシテ官權ノ干渉ト俗論ノ圧迫トノ外ニ立タシムルコトヲ必要トス若シ教授会カ教授ノ任免ト没交渉ナランカ学問ノ独立ハ遂ニ之ヲ保ツヘカラス或ハ官權ノ干渉アリ或ハ俗論ノ圧迫アルモ亦如何トモスヘカラサルニ至ラン

三 学者ノ能力ト人物トハ一ニ其学識ノ優劣ト其研究心ノ厚薄トニ見テ之ヲ判定セサルヘカラス是レ同僚タル学者ヲ待テ始メテ為スコトヲ得ルモノトス若シ総長カ僅ニ表見ノ事実若クハ世上ノ風評等ニ依リ教授ノ価値ヲ判定シ其地位ヲ左右スルカ如キコトアラハ独リ其判定ノ不当ナルノミナラス教授ノ価値下リテ尋常行政官ト扱フ所ナカラン

四 総長ト教授トハ均シク大学ヲ構成スル一機関トシテ互ニ協力シ以テ大学ノ共同利益ヲ図ラサルヘカラス名目ヲ職權ニ籍リ随意ニ教授ヲ任免スルハ専ラ政府ノ代表者トシテ教授ニ臨ムモノニシテ徒ニ其間ノ懸隔ヲ設クルノミ総長ノ職分ヲ完ウスル所以ニ非ス

五 従来教授ヲ任命スルニハ教授会ニ於テ查覈詮考シテ之ヲ推薦スルヲ例トシ既ニ一箇ノ不文法タルノ觀アリ蓋シ是レ学科ノ配当ト適任者ノ選択トヲ行フニ最良ノ方法タレハナリ然ラハ総長カ教授ノ黜免ニ関シテ教授会ノ意見ヲ重ンスルハ其任命ト相応シテ公平事ヲ処スル旨ヲ貫クモノト謂フヘシ

六 総長ノ専断ヲ以テ教授ヲ進退スルトキハ教授ノ地位自ラ輕視セラレ之ヲ内ニシテハ学生ノ精神上ノ感化ニ影響シ之ヲ外ニシテハ社会ノ学問ニ対スル敬意ヲ薄カラシム此ノ如キハ学問ノ權威ヲ立ツルノ道ニ非ス以上ノ理由ニ依リ教授ノ任免ハ教授会ノ同意ヲ得ヘキモノトス或ハ教授会カ情実ニ拘ルノ恐アルコトヲ言フ者

ア、ラ、ン、モ、公、平、無、私、ヲ、標、榜、ス、ル、教、授、会、ハ、断、シ、テ、然、ラ、サ、ル、コ、ト、ヲ、信、ス、若、シ、教、授、会、カ、情、実、ニ、拘、ル、ノ、嫌、ア、リ、ト、セ、ハ、總、長、モ、亦、情、実、ニ、拘、ル、コ、ト、ナ、キ、ヲ、保、セ、ス、而、シ、テ、總、長、カ、情、実、ヲ、用、キ、ル、ノ、弊、ハ、之、ヲ、教、授、会、ニ、比、ス、レ、ハ、更、ニ、大、ナル、モ、ノ、ア、リ、
 (傍点筆者記入) 要スルニ某等ノ意見ヲ否認スヘキ理由ハ一モ之アルコトナシ」

この教授会の意見書に対し、澤柳総長は、次の如き答弁書を送付した。

答 弁 書

「大学教授ノ任免ハ宜シク当該分科大学(現在の学部)教授会ノ同意ヲ經ヘシトノ議ハ学制上ノ問題ニシテ若シ之ヲ可トスレハ各分科大学(現在の学部)ニ適用スヘキハ勿論各帝国大学ニ通シテ之ヲ適用スヘキモノナリト認ム而シテ是レ素ヨリ現行ノ制ニアラサルナリ余ハ大学教授ノ地位ヲ終身保障スルノ制ニ極力反対セントスルモノニアラサレトモ左レハトテ今日斯ク改正スルコトノ必要ト利益トヲ認ムルニ躊躇スルモノナリ
 意見書ニ列挙セラレタル六箇条ノ理由ハ曩キニ縷述シタルカ如ク教授ノ任免ハ教授会ノ同意ヲ經ヘシトノ議ヲ支持スルノ理由タラサルヲ信ス

既ニ学制上ノ一般論タリトナス以上現制ノ下ニ於テ暫ク機宜ノ措置トシテ同意スヘシト云フハ解スヘカラス佞令機宜ノ措置トシテモ現制ノ下ニ於テハ教授ノ任免ニ関シ豫メ教授会ノ同意ヲ經ル手續ヲ執ルハ不穩当ノコトト信ス但シ教授ノ任免ハ最モ慎重ニシテ苟モ其当ヲ得サルカ如キコトナキヲ期スルハ論ヲ待タス

大学教授ハ素ヨリ第一流ノ学者タルヘク而モ常ニ孜孜トシテ學術ノ研究ト学生ノ教授トニ向ツテ全力ヲ尽クシ随ツテ常ニ進境ニアルモノタルヲ要ス苟モ此クナランカ其學問上ノ言議ハ時ノ為政者ノ主義ニ反スルモ亦時流ノ喜ハサル所トナルモ為メニ其地位ヲ動スカ如キコト断シテアルヘカラス余不肖ナリト雖乏ヲ現職ニ承クル以上官權ノ干涉俗論ノ压迫ニヨリ教授ノ異動ヲ見ルカ如キコト断シテコレナキヲ誓フ唯精神上身体上等ノ故障ニ

由り研究心漸ク衰へ努力モ亦學術ノ進歩ト副ハス學問上進境ヲ見ルナキニ至ランカ潔ク職ヲ退イテ後進ニ讓ランコト學問ノ為ニ大學ノ為ニ敢テ希望スル所ナリ

大學教授ニ重シトスル所ハ主トシテ學問ニ在リト云フト雖其品性行動ニ於テ大ニ議スヘキモノアランカ蓋シ大學教授タルノ資格ニ於テ欠クモノナリト信ス

大學教授ノ信望權威ハ制度上其地位ノ保障アルニヨリテ保持セラルルモノニアラスシテ能ク第一流ノ學者タル実ニ存スト思惟ス若シ研究ヲ粗漫ニスルモノアルモ地位ノ保障アリテ之ヲ如何トモスル能ハサルカ如キコトアランカ却ツテ大學教授ノ權威信望ハ地ニ墜チン

大學教授ノ退職ヲ決スルニ其同僚ノ集團タル教授會ノ議ニ依ルハ何レノ國ニモ見サル所ニシテ不穩当ノ感ヲ禁スル能ハス

澤 柳 政 太 郎

というのである。この総長の答弁書の中で、教授の任免について教授会の同意を要するという制度は存在しない、ということに対して、教授側は、制度上はそのような規定はないが、大学の目的達成上、教授任免について、総長と当該学部との間において円満に事を進めるために、制度運用上（傍点筆者記入）あらかじめ当該教授会の同意を経るを要するという慣例を確立したい、という意見であった。すなわち、右の総長に対する法科大学教授及助教授一同の名を以てせる弁駁書は、つぎの如きものであった。

総長ニ対スル弁駁書

「（始めの部省略）某等ノ言フ所ハ固ヨリ一般抽象ノ論ナリト雖モ敢テ現制ノ改正ヲ企ツルニ非ス唯現制ノ運用ニ關シテ最モ穩当ノ方法ヲ得ント欲スルニ過キス教授會ノ推薦ニ依リテ教授ヲ任命スルノ一事既ニ現制運用上

學問ノ自由及び大學ノ自治と佐々木惣一博士

ハ慣例タルハ其大学カ最高学府トシテノ使命ヲ完ウスルカ為メ自ラ此ノ如クナラサルヲ得サルニ由ル然ラハ教授ノ罷免モ亦教授会ノ同意ヲ経テ行フヘキコトハ寧ロ当然ノ事ニ属シ毫モ其不穩当ナル所以ヲ見ス（傍点筆者記入）閣下ハ舊ニ罷免ニ際シテ教授会ノ意思ヲ重ンスルコトヲ欲セサルノミナラス任命ノ場合ニ於ケル慣例ヲモ破壊セスンハ己マサルノ意ナルカ如シ是ノ如キハ專横自ラ用キル者ノ為ス所ニシテ不穩当此ニ過クルハナシ某等閣下ノ為メニ之ヲ取ラス

某等ハ今直ニ教授ノ地位ヲ終身保障スルノ制ヲ設ケントスルニハ非ス新陳代謝ノ必要ハ意見書己ニ之ヲ言明セリ又新陳代謝ノ円満ニ行ハレンコトモ亦某等ノ希望シテ己マサル所ナリ唯其円満ニ行ハレンコトヲ欲スルカ故ニ教授罷免ノ必要アル場合ニハ総長单独ノ意見ニ依ラスシテ教授会ノ同意ヲ経ンコトヲ欲スルノミ教授ノ任免ニ関スル外国ノ事例ヲ考フルニ総長若クハ政府ノ專断ニ依リテ行フノ例ハ一モ之アルコトナシ独逸諸国ニ於テハ教授ハ当該分科大学ノ推薦セル三名ノ候補者中ニ就キテ任命シ終身其分限ヲ保有セシムルカ故ニ罷免ニ関スル手續アルヲ見ス偶転任ノ必要アルニ際シテモ亦專ラ教授会ノ意見ニ依リテ決スルノ実例ト為レリ奥国ニ於テモ亦法律ノ明文ヲ以テ教授ノ任命カ当該分科大学ノ推薦ニ本ツクヘキコトヲ定メ罷免ニ関シテハ何等ノ規定ナキモ是レ其独逸諸国ト同一ノ保障存スルニ由ルモノニシテ要スルニ独奥二国ニ在リテハ教授ヲ罷免セサルヲ以テ主義トス仏国ニ於テモ亦其主義ヲ異ニスルコトナシト雖モ罷免ニ関スル条件ヲ明ニシテ大學評議會ノ裁決ニ依ルニ非サレハ教授ハ其地位ヲ動カサルコトナキモノトセリ此等ノ事例ハ皆教授会ノ同意以上ノ保障ヲ与フルニ非サルハナシ若シ我國ニ於テモ此ノ如キ制度アラハ某等復何ヲカ言ハン唯現制ノ下ニ於テ其運用ノ最モ穩当ナルモノヲ求メハ教授会ノ意思ヲ重ンスルノ外豈他ノ方法アランヤ

というものであった。総長が、この教授会の弁駁書に同意しなかったために、法科大学教授一同は辞表を提出し、

事件は重大化した。が、法学界の元老であり、法科大学教授等の多くの人の恩師でもあった穂積陳重、富井政章両博士が居中調停の労をとり、教授一同時の文部大臣奥田義人氏と協議した所、文部大臣は、「教授ノ任免ニ付テハ総長カ職權ノ運用上教授会ト協定スルハ差支ナク且妥当ナリ」という意見を表明した。これは全く法科大学の主張と同様であったので、教授及助教授一同は一切の措置を、両博士及大臣に信賴し、一同留任することに決した。大臣は澤柳総長の上京を命じ、総長も又右の解決の趣旨に異議がなかったので、事件はここに全く解決した次第である。

爾来京都大学においては、教授の任免については予め当該学部教授会の同意を要するという慣例が確立したのである。

右は事件の経過及び解決の概要であるが、佐々木博士が後年、その著「道草記」において、この事件を回顧して述べられたものが参考となるので左に摘記することとする。（同書一九八頁）。次の如くである。

「彼の事件を通じて視た澤柳博士は、私にはえらいと思わせました。私どもが職を賭してまで争った意見を固持して譲らなかつた博士を、私がえらいと思つたのは、何故でしょう。ほかではありません。公事を処するに當つて自己の確信によつて動き、その結果について潔く責任を負い、且つ進んでこれを天下に明かにすることを憚らない人、と私は考えたのです。博士を、その意見において観たのではなく、その公人としての態度において観たのです。私は、博士を、その味方であることによつて知つたのではなく、その敵であることによつて知つたのです。澤柳博士も今はこの世の人ではありません。」

といわれるのである。右に、澤柳博士が、結果について、「進んで天下に明らかにすることを憚らない人」というのは、事件解決後、法学部側が、そのてんまつを天下に公表すべきであると主張したるに對し、澤柳博士の体面

を顧慮して、それには及ばないとする向きもあったが、澤柳博士の賛成によって公表せられたことを指すものである。筆者は、このことを佐々木博士から直接うかがった次第である。

佐々木博士は右に記した所に続いて次の如くいわれる。

「また、私は、博士（筆者いう澤柳博士のこと）が、鋭い論理の力を有する人であることをも、彼の事件によって知りました。当時博士は、教授側に与えた答弁書において、教授側の旗印とするところを指して、制度上不穏当である、と主張せられましたが、それは確かに問題の急所をついたものです。その主張の当らざることは、教授側の弁駁書によって指摘せられましたが、しかし、論法の鋭さに至っては、両者伯仲の間にあつたところが公平でしょう。ところで、教授一同が文部大臣の招電によって東上することとなつた時、教授の一人雫本朗造博士は、心配になつたと見えて、私を訪ひ右の制度上の論点について研究して置いてくれ、と特に語りました。そこで、私は、制度運用の方法として、彼の手続を定めることは差支えない、という理由を私自身の文章につづり、雫本君にも示し、それを携えて東上したのです。」

とっておられるのである。（「道草記」一九八頁以下）。右によって博士が、当時、少壮教授であつたが、有力な活動をせられたことがわかるのである。

第二 森戸事件

森戸事件というのは、大正九年（一九二〇年）の初め、当時の東京帝国大学経済学部の助教授であつた森戸辰男氏が同学部の機関誌である学術雑誌「経済学研究」に、「クロポトキンの社会思想」と題する論文を寄せたが、それが官憲の忌諱に触れ、雑誌は発売禁止となり、森戸氏は休職を命ぜられ、さらに刑事訴追をうけた事件であ

る。この時、当時の京都帝国大学の教授であった佐々木惣一博士は特別弁護人となられたのである。博士は、弁護に立つ理由について次の如く述べていられる。「この問題の解決如何によっては、将来一般に学者の研究の態度に、非常な悪影響を及ぼし、外形の事実としては、学問を亡ぼすような状況に立ち至るかも知れないと憂うるので、裁判所に向つて、私の確信を述べ、裁判所の公明なる判決の一助としたいのである。」といつておられるのであるが、(前掲「道草記」二七二頁)、このような事件に、大学の教授が、弁護に立つということは多くの困難があり、非常な確信と勇気とが必要であつたと思うのである。時の京大総長の許には、博士を非難する手紙をよこしたのもあつたようである。(「道草記」二七〇頁以下参照)。この事件に関連して博士の述べられた二つの論文「大学教授の研究の限界」(「法学論叢」第三卷第三号)と、「無政府主義の学術論文と朝憲紊乱事項」(「法学論叢」第三卷第四号)によつて、博士の主張の要点のみを示すこととする。すなわち、当時の新聞紙法第四十二条に、「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ国体ヲ変改シ又ハ朝憲ヲ紊乱セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ発行人、編輯人、印刷人ヲ二年以下ノ禁錮及三百円以下ノ罰金ニ處ス」との規定があり、更に、同法第九条第二項によつて、其の事項の署名人に対しても準用せられることとなつていた。そして、森戸氏の右の論文を掲載した雑誌「経済学研究」は、当時の新聞紙法にいう新聞紙であり、該論文は、同法に規定する、「朝憲ヲ紊乱セムトスル事項」であるとして起訴せられたものである。佐々木博士に依れば、森戸氏の論文は、「理想的社会状態を権力なき社会生活とし、且つそれは、人間の観念自身の發展に依て実現せられるものであるとする。それは、唯、国家の権力に対して、制度としての価値判断を下したものに過ぎないのであつて、其の制度が現に事実として存する状態を、事実上の手段を以て、破壊する事では、断じてない。然らば、其の論文の内容は、何等「朝憲ヲ紊乱セムトスル事項」たるの現実性を有するものではない。即ち、その論文は決して、「朝憲ヲ紊乱セムトスルノ事項」

ではないのである。」と断ぜられるのである。(前掲誌三卷四号所載「無政府主義の學術論文と朝憲紊乱事項」二〇頁参照)。博士の考え方の根本は、政治学者や法学者の説く、学説としての無政府思想と、現在の国家の具體的命令に抵抗して、暴力的破壊行動を行なう無政府行動とを区別し、後者は法に触れるものであるが、前者は、学問論として自由でなければならぬ、と述べられるのである。(前掲誌三卷三号所載「大学教授の研究の限界」三五頁以下参照)。もっとも博士の思想そのものは、森戸氏と同じでないことは別のことである。

第三 河 上 事 件

河上事件については、筆者は、佐々木博士の著作「道草記」によって知り得たので、ここには、それによって極く概略を紹介することとする。(同書六〇頁以下)。次の如くである。

昭和三年(一九二八年)の頃、時の京都大学総長が、文部省と語合の上、当時経済学部教授であった河上肇博士を、経済学部教授会にはかることなく罷免しようとした。このことを知った佐々木博士は勿論これを聞きすてにはしなかった。京都大学法学部は、緊急教授会を開いて、総長にこの問題について経済学部教授会に諮るべきことを申し入れた。総長は、法学部のこの申入れを容れて、経済学部教授会にはかることにし、経済学部教授会が開かれた。その結果は、総長が河上教授の辞職を要求するの理由に同意するものではないが、教授の自発的辞職を要求することに異議をいうものでない、という意味のものであった。総長は、経済学部教授会は総長の処置に同意したものと解し、河上教授にこのことを明言して辞表を提出せしめた。河上教授は、辞職を必要とする理由はないと考えられたが、大学の自治のため、教授の属する教授会の意思を尊重して辞表を提出せられた。すなわち河上教授は、自らのぎせいにおいて、大学の自治を守ったのである。又、われわれは、この事件に関する佐

々木博士の努力も見逃がすことはできないのである。

第四 瀧川 事 件

以上、大学自治確立のために京都大学法学部の教授一同が不断の努力を続けられたことを述べたが、次に法学部自身について起こった事件が昭和八年（一九三三年）のいわゆる瀧川事件である。筆者は、当時京都大学の学生としてこの事件を関知しておるが、以上述べた澤柳事件、森戸事件及び河上事件等においては、法学部の教授の罷免が問題となっていない事件であったが、右に述べたように法学部の教授一同は、職を賭して努力をされたのであるから、法学部自身の問題となると、これは重大な事件になるであろうと筆者は学生ではあったがわかっておった。当時の、文部省側は、右に述べたような京都大学の歴史を知っていたかどうか。又ごまかしの妥協や、小細工を弄することを潔しとしない学者を遇する道を知らなかったように思われるのである。果たして事件は一部の世人の記憶にあるように重大化した。次にこの事件の概略を述べることにする。

この事件は、先の澤柳事件が、京都大学内部において、大学総長と法科大学との間に起こった事件であったのと異なり、文部省と京都大学との衝突によって起こった事件であることの相違はあるが、事の性質そのものは同様のものである。

まず事件の経過の概要を述べると、文部省は、当時の法学部教授の一人であった瀧川教授を大学教授として不適任であるとし、当時の小西総長に対し、同教授罷免の手續をとることを求めた。小西総長は当時の法学部長であった宮本教授と話し合いをなし、文部省に対し、瀧川教授を罷免すべきでないことを回答したが、文部省はこれに従わず執ように瀧川教授を罷免することを促がした。文部省が、瀧川教授が大学教授として不適任であるとし

て示した理由は、或は、瀧川教授が、中央大学で、「復活に現われたトルストイの刑罰思想」と題して行った講演が不当であるといい、或は、同教授の著書である、「刑法読本」の内容に公序良俗に反するものがあるといい、又或は、同教授が教壇から学生に向って、自らマルキストであると宣称した、というように、時により変更しているが、法学部側は、いずれも、その理由のないことを示して瀧川教授を罷免すべきでないと主張した。文部省と法学部との間において数次の応酬があったが、結局、政府は、総長の具状がないにも拘わらず、文官分限委員会を開いて瀧川教授の休職を発令した。時に昭和八年五月二十六日であった。法学部教授一同は、この措置を以て大学の自治を侵し、学問研究の自由を侵害するものとし、このような研究の自由のない大学では職責を全うすることができない旨の声明書を発して教授一同辞表を提出した。声明書の全文は次の如くである。

「吾人は、既に、文政当局及び社会に向て、総長を通じて、又新聞紙に於て、其の都度吾人の所見を述べたるが故に、今之を繰返すことを為さず。唯吾人の主張の根本精神に至ては、世間猶未だ之を理解せざるの人なきを保せざるが故に、茲に総括的に之を明にせんとす事は實に大学の使命及び大学教授の職責に關す。之を以て瀧川氏個人の擁護なりとする人の如きは、吾人初めより共に本問題を談ずるの意無きなり。

大学の使命は固より真理の探求に在り。真理の探求は一に教授の自由の研究に待つ。大学教授の研究の自由が思索の自由及び教授の自由を包含すること、論なし。教授が熱心に思索し、思索の結果たる学説を忠実に教授することを得るに於て、始めて研究の自由あり。思索の自由を認めて教授の自由を認めず、猶且研究の自由を認むと云ふが如きは、大学教授の研究の自由と云ふの本義を知らざるのみ。今回瀧川教授の問題について、研究の自由を許すも教授の自由を許さずと云ふが如き言を為すものあるは、其の何の意たるを解する能はざるなり。或は曰ふ、瀧川教授の公表したる著作曩に発売禁止の処分に見えり。発売禁止の処分を行つて以て社会

に伝ふることを許さざるが如き学説は、大学に於ても亦之を講ずるを許さずと。然れども、発売禁止は單に所説が一般の社会に及ぼす影響に着眼して決する警察処分過ぎず。之に依て其の所説を学説として大学に講ずるの当否を判断するの材料を得べきに非ず。然らずんば、政府は、先づ内務大臣をして発売禁止を為さしめ、次で文部大臣に依て容易に教授の地位を動かすの手段を講ずることを得ん。或は曰ふ、大学の学生は青年にして経験に乏し。之に向て社会に悪影響を及ぼすが如き学説を講ずるは危険なりと。然れども、大学に於ける教授は、学生をして社会の事物に対して学問上より批判するの能力を養はしむることを眼目とす。学生が批判力を養ふには、大学に於て諸種の学説を聴くの機会を有することを要す。特に或学説を講ずることを禁ずと云ふが如きは、大学の使命を知らざるなり。

大学に於ける教授の自由にも亦限界あり。之に依て国家思想を破壊せざることを要し、又人格の陶冶を妨礙せざることを要す。是れ大学令の示す所なり。且教授の自由の限界は一に茲に存す。單に漫然危険なりと云ふが如きは、決して教授の自由の限界を樹て得るものに非ず。今瀧川教授の学説に就て見るに、国家思想を破壊するが如きこと毫も存せず。之を明にするが為には、氏の学説の大綱を知り得べき彼の「刑法読本」の内容を詳述する必要あり。而も同書は発売禁止せられたるものなる故に、吾人は今茲に之を引用することを憚らざるを得ざる立場に置かれたり。吾人頗る之を遺憾とす。人格の事は、固より独り大学に限らず、一般の学校に於ても亦之に留意すべし。唯特に大学に於て人格の陶冶に資する方法は、学生をして、真理の探求に熱心にして、且其の探求し得たる信念に忠実なるの性格を養はしむるに在り。是れ学問研究の府たる大学に於て特に人格の陶冶に資するの道とす。此の道は、教授が研究に熱中し、且苟も国家思想を破壊せざる限り、忠実に其の学説を学生に講ずるの風あるに於て、始めて能く之を達し得べし。然らば、瀧川教授が、其の学説を忠実に学

生に講じたるは、寧ろ大に大学令に所謂人格の陶冶に資する所以に非ずや。政府が大学令の条項を引用して瀧川教授の地位も奪ふの理由となしたるは、全く特に大学に於て留意すべき人格陶冶の道を知らざるものとす。此の如くして、政府の瀧川教授休職に関する措置は、全く大学教授の職責を無視し、以て大学の使命の遂行を阻碍するものとす是れ吾人をして辞職の己むなきに至らしめたる理由の一なり。

大学に於ける研究の自由の意義及び其の必要なこと前述の如し。須く之を確保せざるべからず、之を確保するは、大学制度の運用に当て、研究の自由を脅すの結果を生ずることを防ぐを肝要とす。之が方法中、最も根本的のものは、政府が任意に教授の地位を左右するの余地なからしむることに存す。之に依て、始めて、政府をして其の時々の便宜に従て教授の地位を動かし、以て研究の自由を脅すことなからしむるを得べし、之が為には、教授の進退は総長の具状を待て之を行ひ、且総長が教授の進退に付具状せんとするとき、必ず予め教授会の同意を得るを要すとすることを必要とす。是れ所謂大学の自治と称するものの一の端なり。教授の進退に付総長の具状を要することは現に総ての帝国大学の官制の規定する所にして、即ち儼然たる一の法制とす。而して総長が教授の進退を具状せんとするとき、先づ教授会の同意を得るを要することは、我が京都帝国大学に於ては、彼の大正二年乃至三年の所謂澤柳事件に際して、公に之を主張し、時の文部大臣奥田義人氏亦公に之を認め、爾来実行して今日に至れるものなり。故に教授の進退に付て教授会の同意を得るを要することは、実に我が京都帝国大学に在ては、夙に確立せる制度運用上の規律とす。吾人は今回の事件に付て新に之を主張するには非ざるなり。然るに、今回の瀧川教授の休職は、総長の具状なく、且毫も教授会の同意を得るの手續存することなくして、行はれたり。此の如きは、実に我が京都帝国大学に在て、研究の自由を確保する方法として、夙に公に認められ、且久しく遵守し来れる規律を破壊し、以て大学の使命の遂行を阻碍するものとす。是れ吾

人をして辞職するの己むなきに至らしめたる理由の二なり。

吾人不敏なりと雖職責の重ずべく、又進退の大学の内外に影響する所大にして、妄にすべからざることを知り、然れども、今や吾人が職責を尽し得るの根本要件たる研究の自由既に認められず、国家が吾人に命ずる所の職責を誠実に尽すこと能はざるに至る。吾人の辞表を決するに至れるは、実に万已むことを得ざるに出づるなり。

昭和八年五月二十六日

京都帝国大学法学部教授一同

というのである。(七人共編「京大事件」三八七頁以下附録A)

ここにおいて、小西総長は文部当局と折衝し、いわゆる文相・小西案なる解決案をもたらした。「京大事件」三八七頁以下参照)。教授一同は、この案は問題を解決するものでないとし、総長に対し辞表の伝達方を要請した。これがため小西総長は辞任し、代って松井博士が総長に就任した。松井総長と文部当局との折衝の結果、辞表を提出中の十五名の教授の中、佐々木惣一、末川博、瀧川幸辰、宮本英脩、宮本英雄及び森口繁治の六教授は七月十一日免官となった。その後松井総長は更に文部省と交渉の結果、新たに、いわゆる文相・松井案なる解決案を得て、その他の諸教授に留任を求めた。田村徳治教授と恒藤恭教授とは、この解決案は問題を解決するものにあらずとして、辞表を撤回せられず、七月二十五日免官となったが、他の七教授は、この解決案によって、教授側の主張が貫徹せられたとし、辞表を撤回して留任せられた。(小西、松井両解決案の内容については、「京大事件」二〇九頁以下参照)。尚おさきに佐々木教授等と共に免官となった宮本英脩教授は、後、間もなく教授として復帰せられた。

以上は事件の経過のみを概略述べたのである。法学部教授会が、文部省が総長の具状もなく、又、法学部教授会の同意をも経ずして、瀧川教授を罷免したことが違法であり、且つ不当であるとした理由は、さきに掲げた声明書によって明らかであるが、当時法学部の教授で指導的立場にあった佐々木惣一博士が、雑誌「改造」の昭和八年七月号に載せられた「大学教授の職責とその地位」と題する論文は、政府の措置の違法であり且不当であることを明確に説明しておられる。（「京大事件」一頁参照）。

それは第一、第二及び第三の項目に分けて述べておられるが、ここには、最後の第三の部分のみを、長くなるが、原文のまま紹介することとする。即ち次の如くである。「以下（ ）は便宜上筆者が附するものである。」

「第三 大学教授の学説が、（前記の意味に於て）許されざるものなりとして、其の職を去らしむべきことを判断するのは、如何なる機関に依ることを適當とするか」という見出しで次の如く述べられる。

「(一) 政府の決定と大学側の判断

大学教授の学説が、大学令に依て、大学に於て講ずることを許されざるものであるならば、教授の地位を去らしめるも已むを得ない。併し、右の意味に於て、其の地位を去らしむべきものなりや否やは、如何なる機関に依て判断すべきであるか。これは別に考ふべき問題である。大学教授の地位を動かすという国家の行為は、法上は、如何なる場合に於ても、政府の決定に依ること、勿論であるが、政府が之を決定するに当て、政府側に於て独断に之を行ふことを適當とするか、又は大学側の判断を根拠として、之を行ふことを適當とするか。問題は茲に帰着する。之に就ては、我が現行制度として、又制度運用上の規律として、確立してあるものがあるが、其の説明は之を後に譲り、今先ず事の性質上、何れが適當であるかを考えて見やう。前に述べた如く、大学の使命を遂行するには、大学教授の職責を尽さしむるを要し、大学教授の職責を尽さしむるには、其研究

の自由を認むるを要するのであるから、必ず研究の自由を確保しなくてはならない。之を確保するには、大学の制度に於て、又制度の運用に於て、研究の自由を脅すの結果を防ぐことを必要とする。其の方法中、最も根本的のものは、政府が任意に教授の地位を左右する結果を生ずることを防ぐことである。若し政府が任意に教授の地位を左右し得るの余地があるならば、政府は、其の時々の便宜に従て、教授の地位を動かし、以て研究の自由を脅かすに至るであろう。故に、政府が教授の地位を動かさんとするには、必ず大学側の判断を基礎として之を行ふ、といふのが適當である。此の点に於ては、現行制度も制度運用上の規律も適當のものとなっている。

(二) 総長の具状

先づ大学と文部大臣との関係を見やう。之に付ては、制度がある。京都帝国大学の官制第二条には、総長は高等官の進退に關しては文部大臣に具状し、判任官に關して之を専行す、と規定してあるから、教授の進退に關しては総長が具状するのである。即ち教授の進退は、総長の具状があつて始めて行はれる。総長の具状ある場合に限つて政府が之を決定するのである。故に総長の具状なきに教授の進退を行はんとし、其の手続きを執ることは明に違法である。尤も次のような意見もあるらしい。即ち、総長は、具状を為し得るのであるが、具状を為すを要するのではないと。併し、官制に、総長は高等官の進退に關しては、文部大臣に具状すとあるは、高等官の進退に付ては、総長具状するの職責を有することを示したものであつて、総長の具状を要するのである。判任官に關しては総長専行すとあるのも、総長が単独に之を行ひ得ることを定むるのではなく、単独に行ふを要することを定むるのである。若し前記の論法を用ゐるならば、判任官の進退に付ても、総長が単独に行ひ得るに止まつて、単独に行ふを要するのではなく、從て、文部大臣が之を行つても差支えないと云はざるを得なくなる。かかる解釈の不当なることは明である。高等官の進退も同様である。又或は云ふ。文部大臣は広

汎な権限を有してゐるから、前記官制第二条の条項あるにも拘らず、総長の具状を待たずして、教授の進退の手續を行ふことを得ると。かかる見解は全く行政官庁の権限の分配に関する行政法上の原則を知らざるものである。固より文部大臣は、制度上、総長を監督するのであつて、其意味に於て総長の上級官庁ではあるが、併し、それが為に、総長の権限を無視し得るものではない。教授の進退が総長の具状と文部大臣の決定とに依て行われるとする以上、総長の具状あるを待つべきものである。故に、今回瀧川教授の休職が、総長より何等具状なきに拘らず、文部大臣に依て決定せられたことは、明らかに官制に反するといふ意味の違法である。而して、右の規定は、独り京都帝国大学のみの問題でなく、一般の帝国大学に共通の問題である。

(三) 教授会の同意

次に大学内部の關係を見やう。総長が教授の進退に付具状するに当て、如何なる態度をとるべきかという問題がある。此の場合、総長が独断を以て決すべきものでなく、教授会の同意を得て決するを適當とすること、勿論である。尤も、現行制度上、総長が教授会の同意を得るを要す、と規定せられてゐるのではない。併し、京都帝国大学に於ては、彼の大正二年乃至三年に起つた所謂澤柳事件に際して、此のことが公に主張せられ、時の文部大臣奥田義人氏が公に之を認めたものである。(中略)この手續は爾来実行せられて、今日に至つたもので実に京都帝国大学に付ては教授の進退に関する制度運用上の規律として確立してゐるものである。(傍点筆者記入)決して今回の事件に関して、新に法学部教授が主張したものではない。他の帝国大学に於ても、同様の規律が存在してゐると思われる。然るに、今回の瀧川教授の休職については、勿論教授会の同意などありはしなかつた。

要するに、今回の瀧川教授の休職の事は、総長が具状したのではない。故に官制に反するの違法がある。又

教授会の同意を得るといふの手續きは固より存しない。これ実に京都帝国大学に於て、研究の自由を確保する方法として、夙に公に認められ、且久しく遵守し来れる規律が破壊せられたものである。(以下略)』と述べておられるのである。この論述は、今日においてもなお参考とすべきものと考えるのである。

後記

太平洋戦争終了後、マッカーサー司令官によって、戦時中自由主義者である等の事由によって大学を罷免された教員等を元職に復帰せしむべき旨の覚書が発せられ、京都大学に対しては、文部省は先の瀧川事件に於ける措置の不当であったことを認め、今後は研究の自由、大学の自治を尊重すべきことを言明し、元教授瀧川氏等が大学に復帰した。佐々木博士も講師として教壇に立たれることになった。その後、日本国憲法の制定によって、学問の自由が保障せられ(憲法第二三条)、これに基づいて、教育基本法においても、学問の自由の尊重せらるべきことが定められているのである(同法第二条)。又、先きに述べた澤柳事件以来京都大学において確立してあった研究の自由確保のための大学自治の慣例は、その一部が制度上認められた。例えば、教育公務員特例法第四条第一項に、「学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行う。」とあり、同条第二項に、「前項の選考は、学長については、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に関し識見を有する者について、大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基き、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行われなければならない。」と規定されておる。右にいう大学管理機関というのは、学長の場合には大学の協議会であり、教員の場合は教授会の議に基づいて学長が選考することと定められておるのである。(教育公務員特例法附則第二十五

条)。また学長・教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任されることはない。(右同法第五条第一項)。また学長・教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする、と規定されておる。(右同法第六条第項)。右第五条及び第六条にいう大学管理機関というのは、学長にあっては「協議会」、教員にあっては「評議会」と定められておる。即ち、教員については大学の「評議会」の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはないという点において大学の自治が認められておるが、任命の場合と異なり、その教員の属する学部の教授会の議に基づくを要するという規定がなく、単に評議会の審査の結果によるを要するというのみである点は検討の必要があるが、戦後大学の自治が制度上相当に認められたことは以上述べる如くである。

かくの如く学問の自由及び大学の自治が制度上保障せられるに至ったのは、佐々木博士を始めとする多くの先人の献身的努力の成果であるといわねばならぬ。

参 考 文 献

◎ 澤柳事件に関するもの

編著者名	標 題	書 名	巻、号、頁	発行所名
京都法学会	大学教授ノ罷免ニ関スル交渉願末	京都法学会雑誌	第一九号	京都法学会
京都法学会	大学教授ノ任免ニ関スル事件ノ経過及解決	京都法学会雑誌	第二九号	京都法学会
佐々木惣一	秋の感懐	道 草 記	一九七頁以下	甲鳥書林

瀧川幸辰		激流	七三頁以下	河出書房新社
末川博	教授休職問題をめぐって	京大事件	三七頁	岩波書店
大石義雄	学問の自由と大学の自治	憲法講義	一九八頁以下	有信堂

◎森戸事件に関するもの

佐々木惣一	大学教授の研究の限界	法学論叢	第三三卷	京都法学会
佐々木惣一	無政府主義の学術論文と朝憲紊乱事項	法学論叢	第三四卷	京都法学会
佐々木惣一	森戸事件の思ひ出	道草記	二七〇頁以下	甲鳥書林

◎河上事件に関するもの

佐々木惣一	河上教授辞職のこと	道草記	六〇頁以下	甲鳥書林
瀧川幸辰	河上事件のあらまし	激流	九九頁以下	河出書房新社

◎瀧川事件に関するもの

七人共編	佐々木惣一、末川博、宮本英雄、森口繁治、瀧川幸辰、田村徳治、恒藤恭	京大事件		岩波書店
佐々木惣一	京大学生の為に	道草記	二二〇頁以下	甲鳥書林
佐々木惣一	秋の感懐	道草記	一九五頁	甲鳥書林
瀧川幸辰		激流		河出書房新社
大石義雄	学問の自由と大学の自治	憲法講義	一九八頁以下	有信堂